三　予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第七十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

第七十二条　削除

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第七十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一　原子炉冷却系統施設

二　制御材駆動設備

三　電源、給排水及び排気施設

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一条第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第七十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十一条第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

三　第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあっては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

第七十五条　削除

（発電用原子炉施設の施設管理）

第七十六条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。